

2026年（令和8年）年 3月 6日

社会福祉法人古家真会
代理人弁護士 竹口真輔 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当（理事） 中谷 耕 策

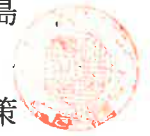
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号

第3 ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

<http://www.shohinet-h.or.jp/>

電話（082）962-6181/FAX（082）962-6182



申入れ終了のご通知

令和8年2月19日付「回答書」にて、旧来の第18条（条項の組み替えの関係で修正後は第13条）を修正された利用契約書を提供いただき、ありがとうございました。

当法人からの申入れを踏まえて、貴法人において利用契約書を修正された事を受け、貴法人に対する申入れは、本書面をもって終了させていただきます。

なお、貴法人の利用されている契約条項について、消費者契約法その他法令に反しない正当なものであることを認める趣旨ではありませんので、ご注意ください。

また、当法人としましては、今後も、貴法人が適正に運用されているか注視させていただく所存です。必要に応じて、改めて、是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

以上